

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成19年4月1日

規則第3号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除される場合とは、職員が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員が国、地方公共団体又はその他の公共団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 職員が法令又は条例に基づき設置された職員の福利厚生を目的とする団体の役職員として職務に従事する場合
- (3) 職員がその職務と関連を有する公益に関する団体又は埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営上特に必要があると認められる団体の事業又は事務に従事する場合
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条又は第49条の2第1項の規定に基づき勤務条件に関する措置の要求をし、又は不利益処分に関する不服の申立てをし、及びこれに関し、公平委員会が行う審査のため出頭する場合
- (5) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合
- (6) 地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (7) 広域連合の職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合
- (8) 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (9) 職員が広域連合の行政に関し講演等を行う場合
- (10) その他広域連合長が特に必要と認める場合

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。